

発信者情報開示命令申立事件

申立人 ●

相手方 ●

## 管轄上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

### 1 管轄上申（海外法人）

相手方は、日本居住者を対象として、インターネットサービスを提供しているが、日本国内に事務所又は営業所がなく、主たる業務担当者もいない。

したがって、「日本において事業を行う者」として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律9条1項3号、10条2項、手続規則1条により、御庁に管轄がある。

以上